



福岡県野球審判協会

今回改定

審判料取扱い（令和2年度）

- ☞ A地区での審判料は1試合4,000円とする。
 - ☞ B地区での審判料は1試合5,000円とする。
 - ☞ C地区での審判料については主催者と協会にて、その都度協議決定する。
 - ☞ 地区区分の範囲(詳細は協会ホームページの球場マップによる)
 - A地区 福岡市内[志免・春日北球場を含む]の球場、学校、施設。
 - B地区 A地区を除く福岡市外の球場[雁ノ巣を含む]、学校、施設。
 - C地区 特に遠距離の球場、学校、施設。
 - ☞ オープン戦 [練習試合]は、総て審判料の他に500円を加算する。
ただし、協会加盟のリーグ又はチームでの申し込みの場合は、リーグ戦と同じ料金とする。(申し込み時にリーグ名を告げる)
 - ☞ 選手不揃いの場合、練習試合の申し込みがあれば試合開始予定時間より1時間30分の範囲で行う。(服装、人数は問わない)
 - ☞ 試合時間は2時間以内、イニング数は7以内を基本とする。
9回戦の場合、通常料金の1,000円増しとする。
 - ☞ 審判員が遅れたことにより試合開始時刻が予定から20分以上遅れた場合は、試合の成立、不成立に関わらず審判料はいただきません。
 - ☞ 審判員が不参加または試合開始時間に遅れたことにより試合不成立の場合、同試合、またはリーグの指定する試合を無料にて行う、この場合は球場使用料も協会負担とする。(ナイターの照明料は除く)
- (駐車料金等)
- ☞ 西部運動公園・西南の杜・今津運動公園・大井中央公園・雁の巣は300円
舞鶴公園は450円(1時間150円)の駐車料金(実費)を申し受ける。
※その他の球場で駐車料金が発生する場合は、これに準じる。
- (キャンセルポリシー)
- ☞ 試合時間の変更・試合中止連絡は試合予定日の前々日の17時までとする。
それ以後の変更・中止は以下の場合を除きキャンセル料(審判料相当)を申し受ける。
 1. 9時迄の試合開始予定の場合
試合開始前日 雨や天気予報で翌日の球場使用が困難と予想される状況で前日17時まで連絡した場合
 2. 上記1以外の場合
前夜来または、当日突然の荒天で球場管理者から使用許可されないか、球場が使用不可能な状況で試合開始予定時間の2時間前までに連絡した場合
 - ☞ 審判員が予定どおりに球場に赴き、荒天その他の理由により球場使用不可能で中止となった場合、下記の交通費と駐車料金(実費)を申し受ける。
 - A地区:1,000円 B地区:1,500円
 - C地区:その都度協議決定する